

## 健康回復又は再発防止のための勤務軽減に関する取扱要領

### 1. 趣旨

この要領は、負傷又は疾病の療養に専念したことにより、長期間にわたり職場生活から離れていた職員の、その職務に復帰した後の健康回復の効果を高め、尚かつ、再発防止に効果があると認める場合に、その勤務時間を軽減する取扱いに関して必要な事項を定める。

### 2. 定義

健康回復又は再発防止のための勤務軽減（以下「勤務軽減」という。）は、負傷又は疾病の療養のために連続した30日以上 of 休暇を付与され、又は休職を命ぜられた職員が、医師から職務に復帰することを許可された場合で、かつ、医師が就労時間を軽減することにより、職務に復帰した後の再発防止に効果があると認める場合に、その者の申出により、職務に復帰した後の一定期間について勤務義務を課されている日の勤務時間の軽減を任命権者において承認されることをいう。

### 3. 対象者

常勤職員、再任用職員、任期付職員のうち、負傷又は疾病の療養のために連続した30日以上 of 休暇を付与され、又は休職を命ぜられた職員で、医師の職務に復帰することの許可に基づいて、その者の健康回復又は病気再発防止のために任命権者が勤務の軽減措置を必要と認める次に掲げる者とする。

- (1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病が治ゆし、勤務に就くことになった職員
- (2) 心身の故障による療養のための休暇若しくは休職した事由が消滅し、勤務に就くことになった職員
- (3) 豊中市職員安全衛生管理規則（平成6年豊中市規則第46号。以下「規則」という。）第42条の規定により職務に復帰することになった職員

### 4. 期間及び制限

勤務軽減の承認を受けることができる期間は、職務に復帰した後30日の範囲内で、1日の正規の勤務時間の内、任命権者が必要と認める時間（時間単位とし3時間を限度とし、勤務軽減取得後の勤務時間は4時間以上とする。）とする。

ただし、当該職員の申出に基づき任命権者が必要と認める場合は、さらに30日の範囲内で必要と認める期間とする。

### 5. 回数

勤務軽減の承認を受けることができる回数は、年度で、同一疾病について1回とする。

ただし、任命権者が必要と認める場合は、この限りでない。

## 6. 申出及び承認等

### ①申出

勤務軽減の承認を受けようとする職員は、あらかじめ健康回復期における勤務軽減願書（第1号様式）に必要事項を記入して申出するものとする。この場合において、職員は、医師による職務に復帰することが可能である旨及び勤務時間を軽減することが病気再発防止に効果がある旨記載された診断を添付することとする。

この健康回復期における勤務軽減願書は、職務に復帰する予定日の10日前までに申出することとする。

また、職務に復帰した後において、当該勤務軽減の承認を受けようとする職員は、医師による勤務時間を軽減することが病気再発防止に効果がある旨記載された診断を添付し、すみやかに健康回復期における勤務軽減願書（第1号様式）に必要事項を記入して申出するものとする。この場合において勤務軽減の承認を受けることができる期間は、職務に復帰した日を起算日として30日の範囲内とする。

### ②承認

任命権者は、職員から勤務軽減の申出について、豊中市職員健康管理判定委員会に意見を求め、これを承認するものとする。

ただし、軽減する勤務時間及び期間について豊中市職員健康管理判定委員会の決定によるものとする。

任命権者は、勤務軽減の承認を受けた職員が、当該承認を受けた勤務軽減期間において正当な理由なく、医師の指導によらず健康回復を妨げ又は再発防止の妨げになる行為をした場合は、当該承認を取消すものとする。

### ③変更・取消・終了

#### ア. 変更

承認された勤務軽減の期間の延長、短縮又は単位（期間及び時間）の変更を申出する場合は、あらかじめ健康回復期における勤務軽減変更・取消願書（第2号様式）に変更する事項を記入して申出するものとする。

この健康回復期における勤務軽減変更・取消願書は、変更する予定日の3日前までに申出することとする。

#### イ. 取消

勤務軽減の承認された日に年次有給休暇又は特別休暇を請求する場合は、健康回復期における勤務軽減変更・取消願（第2号様式）に取消す事項を記入して事前に申出するものとする。

#### ウ. 終了

勤務軽減の承認をされた職員は、当該期間を終了した場合は、速やかにその旨を健康回復期における勤務軽減終了届（第3号様式）により届けなければならない。

④出勤簿の整理等

勤務軽減を承認された場合は、「快」によって出勤簿を整理するものとする。

この場合、軽減した時間数を出勤簿に付記するものとする。

7. 給与

勤務軽減をした時間は、一般職の職員の給与に関する条例第18条の規定により、その勤務しない時間の給与額を減額するものとする。

8. 実施時期

平成13年4月1日以降に職務に復帰するものから適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。